

2024年3月新入留学生オリエンテーション配布資料一覧(今出川)

1. Web フォームでの提出・報告が必要な書類について	p.2
2. 入国後の手続きチェックリスト	p.3
3. 留学に関する日本政府からの指示等	p.4
4. 一時出国の際の注意点	p.6
5. 資格外活動許可手続きに関するお知らせ	p.7
6. Office 365 メールの転送設定方法	p.12
7. スマートフォンアプリでの大学メール利用に関して	p.14
8. 同志社大学ポータルについて	p.15
9. 日本生活お役立ち情報	p.16
10. カウンセリングセンターのご案内	p.17
11. 留学生課 SIED (シード) と国際交流イベントについて	p.18
12. 新入外国人留学生 歓迎行事のお知らせ	p.19
13. SIED イベント「Lunch Talk」(今出川校地のみ)	p.20
14. サポートサービスのご案内(今出川校地のみ)	p.21
15. 外国人留学生ピアサポート制度のお知らせ	p.22

冊子・パンフレット等の配布資料

16. オリエンテーションアンケート・進路意向調査
17. 学部・研究科登録書類交付等について
18. 入学式案内
19. 外国人留学生ハンドブック
20. 国民健康保険の手引き
21. 外国人留学生のための就職ガイド
22. 留学生向け学研災付帯学生生活総合保険に関するパンフレット
23. キャンパス・ハラスメント防止に関するパンフレット
24. 京都セーフティナビパンフレット
25. Jump into the Global Campus

I. Web フォームでの提出・報告が必要な書類について

全ての新入留学生は「在留資格・連絡先報告フォーム」の提出が必要です。

以下の提出締切までに必ず Web フォームを提出してください。

なお、各提出フォームの詳細は留学生課オリエンテーション Web ページにて案内しています。

必ずご確認ください。

【留学生課 Web ページ】

<https://ois.doshisha.ac.jp/ois/support/orientation.html>



提出締切: 2024 年 4 月 5 日(金) 午後 5 時まで

■ 在留資格・連絡先報告フォーム (全員提出必須)

対象者: 全新入外国人留学生

提出先リンク・QR コード: <https://forms.office.com/r/dd25i9vWGz>



■ 奨学金推薦希望申請フォーム (希望者のみ申請必須)

対象者: 以下のいずれかに該当する留学生

- A) 在留資格「留学」を所有している私費正規学生
- B) 外国人留学生入学試験で入学した私費正規学生

提出先リンク・QR コード: <https://forms.office.com/r/TQP5K907g8>



2. 入国後の手続きチェックリスト

■ 住民登録・国民健康保険・国民年金の手続き

これから住む街の区役所（京田辺市等の「区」が無い都市は市役所）に行き、「住民登録」を行ってください。

期限：住居地を定めてから原則 14 日以内（法律による決まりです）

詳細：以下リンクまたは QR コードよりご確認ください。

<https://ois.doshisha.ac.jp/ois/support/orientation.html#ditri>



■ 住民票記載事項証明書の取得（入学後一度も提出していない方）

住民登録の手続き後、お住いの区役所（または市役所）等で入手できます。

取得後、所属学部・研究科事務室にご提出ください。

その他必要な手続き詳細は、学部・研究科事務室にお問い合わせください。

■ 学生証の受領

所属学部・研究科事務室に行き学生証をお受け取りください。

その他必要な手続き詳細は、学部・研究科事務室にお問い合わせください。

■ 在留カード情報の提出

住民登録する際、在留カードと一緒に提出してください。居住地（住所）が在留カードに印刷されます。

居住地が印刷されたら、在留カードの表・裏を写真に撮るかスキャンし、Web フォームから留学生課にご提出ください。

期限：2024 年 4 月 5 日（金）午後 5 時まで

提出方法：以下のリンクまたは QR コードよりご提出ください。

<https://forms.office.com/r/dd25i9vWGz>



■ 銀行口座の開設

奨学金の振込先や母国からの仕送り、電気・ガス・水道料金の支払い等に必要です。

日本で生活するため、銀行口座の開設をお勧めします。

詳細：以下リンクまたは QR コードよりご確認ください。

<https://ois.doshisha.ac.jp/ois/support/orientation.html#ditri>



3. 留学に関する日本政府からの指示等

【重要】

ここでは、日本での留学時に厳守するべき法・ルールについて説明します。

とても重要な内容のため、必ず全ての内容をご確認ください。

日本政府は留学時に厳守するべき法・ルールの徹底を指示しています。

もし、これらの法・ルールに背くと…

あなたの現在の在留資格の保有をはじめ、将来に渡る日本への入国、また、他の外国人留学生に悪影響が生じる場合があります。

A) 同志社大学での修学活動と、同志社大学との連絡について

- A-1. 授業には出席する必要があります。
- A-2. 同志社大学からの連絡には応答する必要があります。
- A-3. 在留資格「留学」を保有する特別学生の方は、1週間に10時間以上の授業受講
(研究科生は研究指導を受ける時間を含む)が法律で義務づけられています。

※あなたに欠席が多い場合や、あなたと連絡が取れない場合は、

同志社大学は日本政府へ、あなたの在留情報を報告する必要があります。

B) 「在留資格」および「日本国内の住所・連絡先」の情報について

「在留資格」および「日本国内の住所・連絡先」の情報は以下の方法で

同志社大学および留学生課にご報告ください。

- B-1. 日本の住所・連絡先に変更が生じた場合は、Web システム「DUET」にてご報告ください。
- B-2. 在留カードの記載内容(資格や期間、住所等)を変更した際は、以下 Web フォームからご報告ください。また、プライベートメールアドレスに変更が生じた場合は、留学生課にメールでご連絡ください。

Web フォーム:<https://forms.office.com/r/Nqnr0Y6GSq>

今出川留学生課メールアドレス: ji-ois@mail.doshisha.ac.jp

京田辺留学生課メールアドレス: jt-ois@mail.doshisha.ac.jp



- B-3. 入学時および毎年 1~4 月頃に皆さんに求める「在留資格・連絡先」情報報告には必ず対応してください。留学生課は皆さんの在留資格・連絡先情報を把握する必要があります。

C) 在留期間更新許可申請について

C-1. 在留期間の更新は、資格満了日の 3 か月前から申請できます。失効後の滞在は、不法行為です。

C-2. 申請書類の準備には日数や作業が必要です。早めに準備を開始し、余裕をもって確実に手続きを完了してください。以下 Web ページをご確認いただき、申請を行ってください。

Web ページ: <https://ois.doshisha.ac.jp/ois/visa/current.html#koshin>



C-3. 成績が悪いと、在留資格「留学」の期間延長の申請が却下される場合があります。

D) 資格外活動許可申請について（「5. 資格外活動許可に関するお知らせ」参照）

D-1. アルバイト等労働には、資格外活動許可が必要です。この許可を得た際は、「B-2.」の URL から留学生課にご報告ください。

D-2. 勤務先が決定した際は、「就労証明書」を留学生課にメールでご提出ください。

D-3. 業種・職種や労働時間等のルールを厳守してください。

E) 一時的な帰国、日本国外への出国について

日本からの出国時に空港にて、みなし再入国許可をご申請ください。（「4.一時出国の際の注意点」参照）

F) 長期間にわたりキャンパスで修学しない場合や、本学所属でなくなる場合 (海外留学、休学、卒業・修了、退学、除籍等)

F-1. 在留資格「留学」は、本学での修学のため交付されています。「本学に所属しなくなる場合」や休学等により「キャンパス内で修学しない場合」は、「日本国外への出国と在留資格の返納」または「適切な在留資格への変更」が必要です。また、その場合は以下 Web ページから在留資格・連絡先等について、必ずご報告ください。

【卒業・修了・退学・除籍される方】

<https://ois.doshisha.ac.jp/ois/visa/graduation.html#report>



【海外留学・休学される方】

<https://ois.doshisha.ac.jp/ois/visa/current.html#kyugaku>



F-2. 日本国外へ出国する場合は、空港で在留資格を返納してください。資格の返納時、在留カードは穴をあけられ、あなたに返却されます。穴が開いた在留カードを写真に撮り、上記報告 URL から留学生課にご報告ください。

F-3. 「本学での在留資格『留学』」から、「異なる在留資格」や「他の学校の在留資格『留学』」に変更した場合は、「B-2.」の URL から留学生課にご報告ください。

F-4. 長期海外留学の際、在留資格の返納が必要な場合があります。留学生課にご相談ください。

G) 在留資格「特定活動」について(正規留学生のみ)

卒業後に就職活動のため「特定活動」を申請する場合は、以下の対応をお願いします。

G-1. 在学中に、本学キャリア支援課が求める進路調査へ回答してください。

G-2. 卒業前数カ月以上の継続的な就職活動の実績と活動の証拠書類提出が必要です。

※1 日本では、在学中に就職活動を行うことが一般的です。

※2 日本での就職をご希望の方は、早めの情報収集と活動開始をお勧めします。

詳細: <https://ois.doshisha.ac.jp/ois/visa/graduation.html#tokutei>



4. 一時出国の際の注意点

出国の日から1年(特別永住者は2年)以内に再入国する場合、出国時に空港で在留カードと再入国用EDカードを必ず提示し、再入国することを伝えなくてはなりません。

【要注意】

- 再入国用EDカードで意思表示しなければ、現在の在留資格が無効になります。
- 在留期間の満了日が出国の日から1年を経過する前に到来する場合、
再入国期限は在留期間の満了日までとなります。
- 1年(特別永住者は2年)の期間を超えて出国する予定がある場合は、
空港ではなく、事前に入国管理局で再入国許可を受けて出国する必要があります。

【再入国用EDカードの記入方法】

外国人用 (再入国) 再入国入国記録 DISEMBARKATION CARD FOR REENTRANT ② 【 ARRIVAL 】 <table border="1"><tr><td>氏名 Name</td><td>Family Name Given Names</td></tr><tr><td>生年月日 Date of Birth</td><td>誕生日 Year Month Day 例：右記の如く記入 Ex: Right as shown</td></tr><tr><td colspan="2">以下のお問い合わせについて、該当するものに印を記入し、署名して下さい。(特別永住者の方は署名のみ) Please check the applicable items and act your signature. (For special permanent resident, please put your signature only.)</td></tr><tr><td colspan="2">1. あなたは、日本又は日本国外の国において、刑事事件で有罪判決を受けたことがありますか？ Have you ever been found guilty in a criminal case in Japan or another country? □ はい Yes □ いいえ No</td></tr><tr><td colspan="2">2. あなたは、現在、麻薬、大麻、あへん液などは覚せい剤の規制薬物又は銃砲、刀剣類若しくは火薬類を所持していますか？ Do you presently have in your possession narcotics, marijuana, opium, stimulants, or other controlled substances, swords, explosives or other such items? □ はい Yes □ いいえ No</td></tr><tr><td colspan="2">以上の記載内容は事実と相違ありません。 I hereby declare that the statement given above is true and accurate.</td></tr><tr><td>署名 Signature</td><td>署名 Signature</td></tr><tr><td colspan="2">官用欄 Official Use Only</td></tr></table> 再入国出国記録 EMBARKATION CARD FOR REENTRANT ① 【 DEPARTURE 】 <table border="1"><tr><td>氏名 Name</td><td>Family Name Given Names</td></tr><tr><td>生年月日 Date of Birth</td><td>誕生日 Year Month Day 例：右記の如く記入 Ex: Right as shown</td></tr><tr><td>航空機機名・船名 Flight/Ship Name</td><td>出団予定期間 intended period out of Japan</td></tr><tr><td colspan="2">□ 1年以内 □ 1年超2年以内 □ 2年超 Within one year Between one and two years Over two years</td></tr><tr><td colspan="2">主な渡航先名 Destination</td></tr><tr><td colspan="2">次のいずれかに印を記入してください。 Please check either one of the boxes below.</td></tr><tr><td colspan="2"><input checked="" type="checkbox"/> 1. 一時的な出国であり、再入国する予定です。 I am leaving Japan temporarily and will return.</td></tr><tr><td colspan="2"><input type="checkbox"/> 2. 「再入国許可」の有効期間内に再入国の予定はありません。 I do not plan to re-enter Japan while my re-entry permit is valid. (地方入国管理局署で再入国許可を受けており、その有効期間内に再入国予定がない方は、印して下さい。) (Check this box if you do not plan to re-enter Japan while your re-entry permit, which you have obtained at a regional immigration bureau, is valid.)</td></tr><tr><td>署名 Signature</td><td>署名 Signature</td></tr><tr><td colspan="2">官用欄 Official Use Only</td></tr></table>	氏名 Name	Family Name Given Names	生年月日 Date of Birth	誕生日 Year Month Day 例：右記の如く記入 Ex: Right as shown	以下のお問い合わせについて、該当するものに印を記入し、署名して下さい。(特別永住者の方は署名のみ) Please check the applicable items and act your signature. (For special permanent resident, please put your signature only.)		1. あなたは、日本又は日本国外の国において、刑事事件で有罪判決を受けたことがありますか？ Have you ever been found guilty in a criminal case in Japan or another country? □ はい Yes □ いいえ No		2. あなたは、現在、麻薬、大麻、あへん液などは覚せい剤の規制薬物又は銃砲、刀剣類若しくは火薬類を所持していますか？ Do you presently have in your possession narcotics, marijuana, opium, stimulants, or other controlled substances, swords, explosives or other such items? □ はい Yes □ いいえ No		以上の記載内容は事実と相違ありません。 I hereby declare that the statement given above is true and accurate.		署名 Signature	署名 Signature	官用欄 Official Use Only		氏名 Name	Family Name Given Names	生年月日 Date of Birth	誕生日 Year Month Day 例：右記の如く記入 Ex: Right as shown	航空機機名・船名 Flight/Ship Name	出団予定期間 intended period out of Japan	□ 1年以内 □ 1年超2年以内 □ 2年超 Within one year Between one and two years Over two years		主な渡航先名 Destination		次のいずれかに印を記入してください。 Please check either one of the boxes below.		<input checked="" type="checkbox"/> 1. 一時的な出国であり、再入国する予定です。 I am leaving Japan temporarily and will return.		<input type="checkbox"/> 2. 「再入国許可」の有効期間内に再入国の予定はありません。 I do not plan to re-enter Japan while my re-entry permit is valid. (地方入国管理局署で再入国許可を受けており、その有効期間内に再入国予定がない方は、印して下さい。) (Check this box if you do not plan to re-enter Japan while your re-entry permit, which you have obtained at a regional immigration bureau, is valid.)		署名 Signature	署名 Signature	官用欄 Official Use Only	
氏名 Name	Family Name Given Names																																			
生年月日 Date of Birth	誕生日 Year Month Day 例：右記の如く記入 Ex: Right as shown																																			
以下のお問い合わせについて、該当するものに印を記入し、署名して下さい。(特別永住者の方は署名のみ) Please check the applicable items and act your signature. (For special permanent resident, please put your signature only.)																																				
1. あなたは、日本又は日本国外の国において、刑事事件で有罪判決を受けたことがありますか？ Have you ever been found guilty in a criminal case in Japan or another country? □ はい Yes □ いいえ No																																				
2. あなたは、現在、麻薬、大麻、あへん液などは覚せい剤の規制薬物又は銃砲、刀剣類若しくは火薬類を所持していますか？ Do you presently have in your possession narcotics, marijuana, opium, stimulants, or other controlled substances, swords, explosives or other such items? □ はい Yes □ いいえ No																																				
以上の記載内容は事実と相違ありません。 I hereby declare that the statement given above is true and accurate.																																				
署名 Signature	署名 Signature																																			
官用欄 Official Use Only																																				
氏名 Name	Family Name Given Names																																			
生年月日 Date of Birth	誕生日 Year Month Day 例：右記の如く記入 Ex: Right as shown																																			
航空機機名・船名 Flight/Ship Name	出団予定期間 intended period out of Japan																																			
□ 1年以内 □ 1年超2年以内 □ 2年超 Within one year Between one and two years Over two years																																				
主な渡航先名 Destination																																				
次のいずれかに印を記入してください。 Please check either one of the boxes below.																																				
<input checked="" type="checkbox"/> 1. 一時的な出国であり、再入国する予定です。 I am leaving Japan temporarily and will return.																																				
<input type="checkbox"/> 2. 「再入国許可」の有効期間内に再入国の予定はありません。 I do not plan to re-enter Japan while my re-entry permit is valid. (地方入国管理局署で再入国許可を受けており、その有効期間内に再入国予定がない方は、印して下さい。) (Check this box if you do not plan to re-enter Japan while your re-entry permit, which you have obtained at a regional immigration bureau, is valid.)																																				
署名 Signature	署名 Signature																																			
官用欄 Official Use Only																																				

出国予定期間
のいずれかに
必ず☑して下
さい。

次の方は、必ずいずれかに☑して下さい。

●再入国を希望する方は、



1. 一時的な出国であり、再入国する予定です。
I am leaving Japan temporarily and will return.

I am leaving Japan temporarily and will return.

●有効な「再入国許可」をお持ちの方で、有効期間内に再入国の予定がない方は、



2. 「再入国許可」の有効期間内に再入国の予定はありません。

I do not plan to re-enter Japan while my re-entry permit is valid.

(地方入国管理局署で再入国許可を受けしており、その有効期間内に再入国予定がない方は、印して下さい。)

(Check this box if you do not plan to re-enter Japan while your re-entry permit, which you have obtained at a regional immigration bureau, is valid.)

5. 資格外活動許可に関するお知らせ

Notice of Permission to Engage in an Activity other than that Permitted under the Status of Residence Previously Granted

留学生のみなさんへ

To International Students,

大阪出入国在留管理局
Osaka Regional Immigration Bureau

アルバイトを行う際は、以下の点に十分気を付けてください。

Please note the following points when you work part time.

<資格外活動許可において「新たに許可された活動の内容」>

<Content of “Newly-Permitted Activity” on Permission to Engage in an Activity other
than Permitted under the Status of Residence Previously Granted>

出入国管理及び難民認定法施行規則第19条第5項第1号に規定

1週について28時間以内（留学の在留資格をもって在留する者については、在籍する教育機関が学則で定める長期休業期間にあるときは、1日について8時間以内）の収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動（風俗営業、店舗型性風俗特殊営業若しくは特定遊興飲食店営業が営まれている営業所において行うもの又は無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業若しくは無店舗型電話異性紹介営業に従事するものを除き、留学の在留資格をもって在留する者については教育機関に在籍している間に行うものに限る。）

Prescribed in Article 19, Paragraph (5), Item (i) of Ordinance for Enforcement of the
Immigration Control and Refugee Recognition Act

The number of hours permitted is a maximum of 28 hours per week (8 hours per day during summer, winter and spring recess specified in the university regulations for student visa holders) for activities to get income by managing businesses or activities to receive remuneration. (Engaging in adult entertainment and amusement businesses, store type or non-store type sex-related amusement special businesses, specific eating and drinking entertainment businesses, image/video transmitting type sex-related amusement special businesses, store type or non-store type businesses of introducing people of opposite sex by phone is forbidden.

Student visa holders are allowed to work part-time only during the enrollment in the university.)

<資格外活動許可の対象とならないアルバイト>
<Unpermitted Part-time Jobs on the Regulation>

- I. 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律(以下「風営法」という)第2条第1項にいう「風俗営業」が営まれている営業所において行う活動。
- I. Engaging in the “adult entertainment and amusement businesses” as prescribed in Act on Control and Improvement of Amusement Business, etc. Article 2, Paragraph (1) (hereinafter referred to as “Fueiho”.)

<例>客の接待をして飲食させるキャバレー・スナック・パブなど、店内の照明が10ルクス以下の喫茶店・バーなど、麻雀・パチンコ・スロットマシン設置業などで行うアルバイト。

(e.g.) -Cabarets, snack bar (hostess bar) and pubs etc. where customers are entertained and served food and drinks
-Cafes and bars etc. with less than 10-lux lighting
-Mah-jongg parlors, Pachinko parlors and slot machine parlors etc.

<注>これらの営業が行われる場所でのアルバイトは、場所自体が留学生にとってふさわしくないという観点から、仕事の内容を問わず認められません。例えば掃除や皿洗いの仕事等も認められません。

(Note) Any types of jobs such as cleaning or washing dishes are not permitted at these places above since these places are considered inappropriate for international students.

2. 風営法第2条第6項にいう「店舗型性風俗特殊営業」が営まれている営業所において行う活動。
2. Engaging in store type sex-related amusement special businesses” as prescribed in Fueiho Article 2, Paragraph (6).

<例>ソープランド、ファッショヘルス、ストリップ劇場、ラブホテル、アダルトショップ、個室マッサージなどで行うアルバイト。

(e.g.) Soap land (brothel where one can bathe with prostitutes), Fashion-health massage (prostitution), strip theaters, love hotels, adult shops, and private-room sexual massage salons.

<注>これらの営業が行われる場所でのアルバイトは、場所自体が留学生にとってふさわしくないという観点から、仕事の内容を問わず認められません。例えば掃除や皿洗いの仕事等も認められません。

(Note) Any types of jobs such as cleaning or washing dishes are not permitted at these places above since these places are considered inappropriate for international students.

- 3. 風営法第2条第11項にいう「特定遊興飲食店営業」に従事する活動。**
- 3. Engaging in the “specific eating and drinking entertainment businesses” as prescribed in Fueiho Article 2, Paragraph (11).**

<例>照明が10ルクスを超えるが酒類を提供し深夜に営業するナイトクラブなどで行うアルバイト。
(e.g.) Nightclubs etc. with more than 10-lux lighting where they serve alcohol drinks and open late at night.

- 4. 風営法第2条第7項にいう「無店舗型性風俗特殊営業」に従事する活動。**
- 4. Engaging in the “non-store type sex-related amusement special businesses” as prescribed in Fueiho Article 2, Paragraph (7).**

<例>出張・派遣型ファッションヘルス、アダルトビデオ通信販売業などに従事するアルバイト。
(e.g.) Outcall Fashion-health massage service (prostitution), online businesses of adult video etc.

<注>いわゆるピンクチラシを家庭のポストに投げ込む活動も認められません。

(Note) You are not even allowed to put any “Pink flyers (flyer advertising a sex-related business)” in home mailboxes.

- 5. 風営法第2条第8項にいう「映像送信型性風俗特殊営業」に従事する活動。**
- 5. Engaging in the “image/video transmitting type sex-related amusement special businesses” as prescribed in Fueiho Article 2, Paragraph (8).**

<例>インターネット上でわいせつな映像を提供する営業などに従事する活動。
(e.g.) Sending sexual images/videos on the internet as a business.

- 6. 風営法第2条第9項にいう「店舗型電話異性紹介営業」に従事する活動。**
- 6. Engaging in the “store type businesses of introducing people of opposite sex by phone” as prescribed in Fueiho Article 2, Paragraph (9).**

<例>いわゆるツーショットダイヤル、伝言ダイヤルの営業などに従事するアルバイト。
(e.g.) Two-Shot Dial (adult call service), telephone voice-mail dating service etc.

<その他の注意点>
<Other Important Notes>

I. 無届け(無許可)でアルバイトを行っている事実が発覚した場合

I. In case the fact that you work part-time without notice (permission) is revealed;

① 「専ら行っていると明らかに認められる」場合…退去強制、罰則(3年以下の懲役・禁固、300万円以下の罰金、又はこれらの併科)

1. In case “it is obvious that you work part-time without permission”: deportation or penalty (imprisonment of up to 3 years, fine of up to 3 million yen, or both)

② 「専ら行っていると明らかに認められる」場合以外の場合…罰則(1年以下の懲役・禁固、200万円以下の罰金、又はこれらの併科)

2. In other cases: penalty (imprisonment of up to 1 year, fine of up to 2 million yen, or both)

<注>資格外活動違反を犯した全ての場合に、退去強制や罰則の処分がなされるわけではありませんが、そのような違反を犯した事実は在留期間更新等の審査において不利益に評価されることとなります。

(Note) It does not mean that you would be subject to the punishment in all the cases; however, the fact that you commit such a violation would be disadvantageous on the application examination for the extension of period of stay etc.

2. 資格外活動許可の取消しについて

2. Cancellation of Permission to engage in activity other than that permitted under the Status of Residence Previously Granted

資格外活動許可に付された条件に違反した場合、その他引き続き当該許可を与えておくことが適当でないと認められる場合は、許可を取り消すことがあります。

The Permission to engage in activity other than that permitted under the Status of Residence Previously Granted can be revoked due to a violation of act or in case you are considered ineligible to hold it.

3. 休学中のアルバイトについて

3. Part-time Work during a leave of absence

資格外活動許可は本来の活動を阻害しない場合に限り与えられるものであり、本来の活動である学業を行っていない休学期間中のアルバイトは原則として認められません。

In principle, you are not permitted to work part-time while taking a leave of absence as academic work is the primary activity and the Permission is provided only if it does not affect your academic work.

4. 旅券等の携帯義務について

4. Obligation of carrying your passport etc.

法令上、在留カードの交付を受けて本邦に在留する外国人は、常に在留カードを携帯していなければなりません。したがって、資格外活動を行う場合において、雇用主や関係機関の職員から資格外活動許可を受けていることの確認を求められた際は、裏面に資格外活動許可のスタンプが押印された在留カードを提示し、これに応えることができるようしてください。

Under the law, foreign nationals residing in Japan must carry residence cards at all times. Therefore, when you work part-time, please be ready to show your residence card with the stamp of Permission to engage in an activity other than that permitted under the Status of Residence Previously Granted on the back side in case of being requested by employers or agents at relevant authorities for confirmation.

資格外活動許可手続きについて

※資格外活動許可の申請を希望される方は以下について必ずご確認ください※

■ 資格外活動許可の申請方法

以下の書類を持って、出入国在留管理局で申請してください。

- ・資格外活動許可申請書
- ・学生証
- ・パスポート
- ・在留カード

■ 資格外活動許可取得後の手続き

出入国在留管理局で資格外活動許可証を取得/更新した学生は、

在留カードの両面コピーを以下のリンクまたはQRコードからご提出ください。

提出フォーム: <https://forms.office.com/r/Nqnr0Y6GSq>



■ アルバイトが決まったら、就労証明書（大学所定用紙）を提出してください。

※アルバイトできる時間は「週間につき 28 時間以内（夏期・冬期・春期休暇中は

1 日 8 時間かつ週 40 時間以内）です。この時間を超えないように注意してください。

(詳細については留学生ハンドブックを参照してください)

6. Office 365 メールの転送設定方法

【重要】

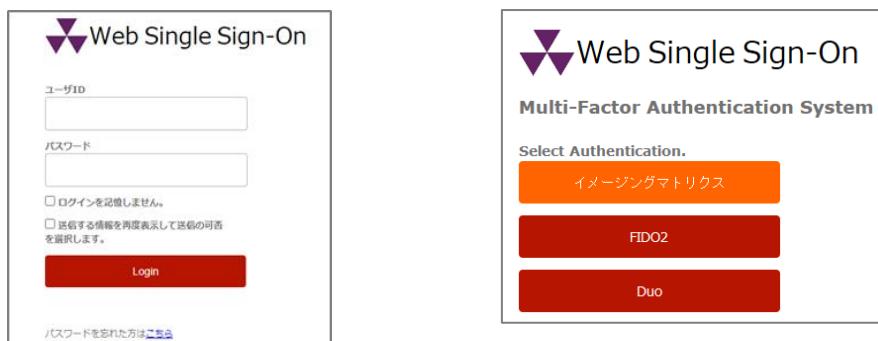
大学からのメール連絡は、同志社大学のメールアドレスに送信します。**必ず定期的にご確認ください。**
メールを確認しないため発生した不利益に特別対応することはできません。十分ご注意ください。

少しでも未確認のリスクを減らすため、**同志社アドレスのメールを、私用メールアドレス等に自動転送することをお勧めします。**なお、スマートフォンアプリ「Outlook」も利用可能です。

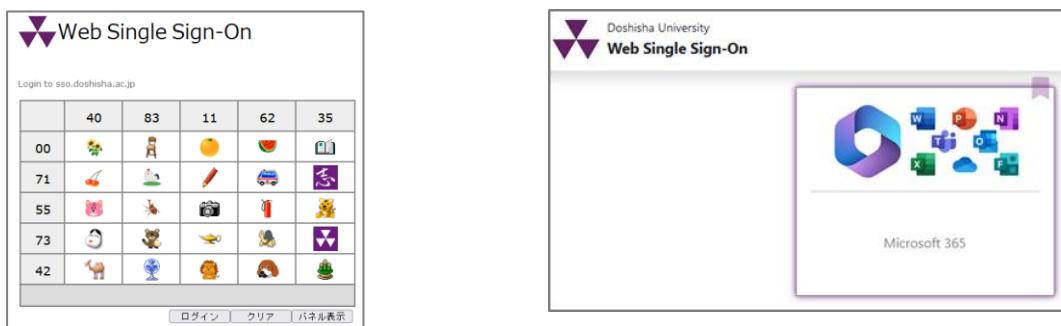
スマートフォンを持っている方は、転送設定またはアプリ利用をご検討ください。

【転送設定方法】

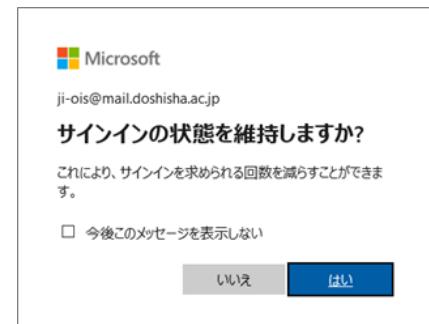
- a. 以下 URL にアクセスし、ユーザ ID とパスワードを入力し、「同志社大学 Web Single Sign-On」(<https://sso.doshisha.ac.jp/>)にログインし、イメージングマトリクスを選択します。



- b. ご自身で設定したイメージを選択し、「Microsoft 365」をクリックします。



- c. 「サインインの状態を維持しますか？」と確認されるので、「はい」「いいえ」から希望を選びます。



d. 「Microsoft 365」から「Outlook」を選択します。

e. Outlook の右上にある「歯車マーク(設定)」をクリックします。



f. 画面左から順に、「メール」→「転送」をクリックし、
「転送を有効にする」と「転送されたメッセージのコピーを保存する」に
チェックを入れ、「メールの転送先」に任意の転送先を入力し、「保存」をクリックします。



g. 完了したら、同志社アドレスにメールを送信し、問題なく転送されるか確かめます。

【言語設定の方法】

表示言語を変更する場合は、上記「f.」画面の「全般」をクリック、「言語とタイムゾーン」をクリック、「言語」をクリック、「言語」から希望する言語を選択し、最後に「保存」をクリックします。



【注意点】

- 携帯電話アドレス(@ezweb.ne.jp,@docomo.ne.jp,@softbank.ne.jpなど)では、携帯電話アドレス以外からの受信を初期状態で拒否・遮断している場合があります。
設定を必ず事前に確認してください。
- 転送メールが迷惑メールボックスに振り分けられる場合もあります。
「doshisha.ac.jp」ドメインをホワイトリスト等に登録することをお勧めします。

【その他マニュアルについて】

情報環境に関するマニュアルについては、以下リンクまたはQRコードからご確認ください。

ITサポートオフィス:<https://it.doshisha.ac.jp/it/>



7. スマートフォンアプリでの大学メール利用に関して

大学からのメールによる連絡を見逃さないため、**大学付与のメールアドレスから、個人のプライベートアドレスへの転送をお勧めします。**また、大学のメールは、スマートフォンの専用アプリからも利用できます。
転送に起因するトラブルも少ないので、アプリの利用を推奨します。

【スマートフォンアプリ設定の確認方法】

OSにより設定・利用方法が異なります。以下リンク又はQRコードよりアプリの設定方法をご確認ください。

ITサポートオフィス:<https://it.doshisha.ac.jp/it/>



- a. ITサポートオフィスWebページから「マニュアル・申請書」をクリックします
- b. ユーザID・パスワードでログインすると、以下の「各種申請書・マニュアル一覧」が表示されます。
そのままスクロールし、「Microsoft 365」をクリックし、「スマートフォンの利用」から該当リンクをクリックします

The figure consists of three screenshots of a SharePoint page:

- Screenshot 1:** A list of service manuals. The "マニュアル・申請書" item is highlighted with a red box.
- Screenshot 2:** The "ITサポートオフィス" SharePoint site. It shows a "Microsoft 365" section with a red box around it.
- Screenshot 3:** The "Microsoft 365 mail マニュアル" page. It has two sections: "Webメールの利用" and "スマートフォンの利用". The "スマートフォンの利用" section is highlighted with a red box, and its contents are listed below.

Webメールの利用	»Outlook on the Web利用マニュアル（メールの利用方法など）
スマートフォンの利用	»iOS版Outlookアプリの設定方法（学外リンク） »[English Ver] »iOS標準メールアプリの設定方法（学外リンク） »[English Ver] »Android版Outlookアプリの設定方法（学外リンク） »[English Ver] »Androidメールアプリの設定方法（学外リンク） »[English Ver]
	»メールソフト利用マニュアル（Outlook2016）

8. 同志社大学ポータルについて

同志社大学ポータルは、同志社大学からのお知らせ等をまとめて確認することができるシステムです。

ポータルには Web 版とアプリ版があります。

アプリ版は自身のデバイスにプッシュ通知で届くため、お知らせ等の内容をすぐに確認することができます。学修支援システム DUET(学生版)からのメッセージや休講・教室変更等の授業情報の更新等もプッシュ通知で届きます。**必ずダウンロードしてご利用ください。**

■ ポータルの機能

1. 大学からのお知らせを受け取れる
2. 大学からのアンケートに回答できる
3. 学年歴・カレンダーを確認できる
4. 大学の各種 Web サイト・サービスに簡単にアクセスできる
5. アプリ版では大事なお知らせをプッシュ通知で受け取れる

■ Web 版

ポータルのサインインもしくは Web シングルサインオンからアクセスしてください。

<ポータルサインイン>

<https://portal.doshisha.ac.jp/login>



<Web シングルサインオン>

https://it.doshisha.ac.jp/it/service/single_sign_on.html



■ アプリ版

App store または Google Play で「同志社大学ポータル」と検索し、ダウンロードしてください。

■ 操作方法について

ポータルの操作方法は、IT サポートオフィス Web サイトの「マニュアル・申請」から「同志社大学ポータルマニュアル」にアクセスし、ご確認ください。

IT サポートオフィス:<https://it.doshisha.ac.jp/it/>



9. 日本生活お役立ち情報

留学生のみなさんが日本・京都で生活する上で役に立つ情報を得られるスマートフォンアプリやウェブサイトなどをご紹介します。

交通

- 京都市の交通情報を多言語で提供しています。表示言語を変更できます。

以下からスマートフォンアプリをダウンロードできます。

【バス・鉄道の達人 歩くまち京都】



【京都市バス・地下鉄ガイド】(スマホ・タブレット用ページ)



生活全般

- 京都での学生生活をより充実させるために、生活や就職等に関する情報を提供するウェブサイトです。生活・就労ガイドブックには、日本で安全・安心に生活するために必要な情報が入っています。

【STUDY KYOTO】(留学生スタディ京都ネットワーク)



【生活・就労ガイドブック】(出入国在留管理庁)



KOKOKA

- 京都市内の生活全般の情報や、多言語対応している病院の紹介、防災情報等を確認できます。

【トップページ】



【生活ガイド】



【京都市内病院】



【防災】



保険全般(自転車保険含む)

- 万が一の事故・病気等や賠償責任に備え、各種保険への加入をおすすめします。
なお、京都府で自転車に乗るには、**自転車保険(賠償保険)**の加入の義務があります。
同志社生協(今出川キャンパス: 良心館地下 1F、京田辺キャンパス: 日糧館 1F)でも取扱があるので、保険に迷った場合は、候補の一つとして訪ねてはいかがですか。

【自転車保険について(京都府 Web サイト)】



緊急時

- 公共放送局「NHK」の、防災ニュース等が英語や簡単な日本語で書かれたウェブサイトです。

【NHK world Japan】



【やさしい日本語で書いたニュース】



10. カウンセリングセンターのご案内

留学生のみなさん、ようこそ、同志社大学へ。

これからみなさんは、日本の京都での留学生活で、新しいことをたくさん経験すると思います。楽しいことやワクワクすることがいっぱいあるのではないか。しかし、環境の変化や様々な挑戦の中で、心配に思うことや悩むこともあると思います。

カウンセリングセンターでは英語と日本語ができる留学生対応カウンセラーが在室しています。英語でも日本語でも、話しやすい言葉でみなさんの相談内容について一緒に考えていくことができます。日本での生活、勉強のこと、友達関係の悩み、どのようなことでも、気軽にご相談ください。秘密は守られます。

相談を希望されるときは直接来室するか、電話にて予約してください。

カウンセリングセンター 開室時間 平日 9:00~17:00

【今出川校地】 寒梅館1階 カウンセリングセンター (Tel 075-251-3275)

英語対応カウンセラー在室日:月・木・金曜日

【京田辺校地】 知真館1号館1階 カウンセリングセンター (Tel 0774-65-7415)

英語対応カウンセラー在室日:水曜日

予約時間枠(両校地とも):

1) 10:30 ~ 11:20
(11:30 ~ 12:30 昼休みのため閉室)
2) 13:00 ~ 13:50
3) 14:00 ~ 14:50
4) 15:00 ~ 15:50
5) 16:00 ~ 16:50



2024年 同志社大学カウンセリングセンター

II. 留学生課 SIED (シード)と国際交流イベントについて

Hello! We are SIED

SIED (シード・Student Staff for Intercultural Events at Doshisha) とは、学生が主体となり国際交流イベントを企画・運営するために国際センター留学生課に設けられた組織です。2013年10月より活動を開始し、現在は両校地合わせて40人のスタッフが、同志社大学におけるローカル学生と外国人留学生の相互交流を促進し、同志社大学のグローバル化を推進するために活動しています。

SIED (Student Staff for Intercultural Events at Doshisha) is a student organization that belongs to the Office of International Students. Established in October of 2013, our mission is to promote intercultural exchange between local students and international students at Doshisha University. SIED currently has 40 staff members on both campuses, all of whom strive to plan and manage various events to advance the globalization on campus.

国際交流ラウンジで待ってます！
Find us at the
International Community Lounge!

京田辺キャンパス 翠葉館1階
Kyotanabe campus Shigakukan Bldg. 1F

今出川キャンパス 扶桑館2階
Imadegawa campus Fusukan Bldg. 2F

Contact : 同志社大学留学生課 SIED
【今出川 Imadegawa】
E-mail: ji-sied@mail.doshisha.ac.jp
【京田辺 Kyotanabe】
E-mail: jt-sied@mail.doshisha.ac.jp

SIED Web English pages Japanese pages
EN https://ois.doshisha.ac.jp/en/international_exchange/sied.html
JP https://ois.doshisha.ac.jp/international_exchange/sied.html

12. 新入外国人留学生 欢迎行事のお知らせ

同志社大学留学生課SIED 2024年度春学期
新入外国人留学生歓迎イベント

SIED (Student Staff for Intercultural Events at Doshisha) は様々な新入留学生歓迎イベントを企画しています。ローカル学生も留学生も新入生でない学生も、イベントに参加し新しい友だちを作り、充実した学生生活を始めましょう！

**地域文化を学ぼう！
～沖縄・星の砂作り～
(今出川キャンパス)**

沖縄の文化や暮らしについて学びます！
自分だけの星の砂も作りましょう！

[日時] 4月 下旬
[開催場所] 国際交流ラウンジ
[参加費] 未定

京都市動物園に行こう！

京都市にある動物園に行きます！
グループで自由に動物園を見て回りながら、
クイズに挑戦してもらいます。

[日時] 4月21日 (日)
[開催場所] 京都市動物園
(集合場所は興戸駅、今出川駅予定)
[参加費] 京都市動物園入園料
(KYO-DENT
登録者 100円、未登録者 750円)
*集合場所等変更の可能性有

大文字山ハイキング！

みんなで大文字山に登りませんか？山登りしながら、
友達を作りましょう！(雨天中止)

[日時] 4月27日(土)
[開催場所] 大文字山
[参加費] 無料

SIED春の大運動会

日本では定番の学校行事である運動会を大々的に開催します！様々な競技を楽しみながら、
身体を動かして、交流を深めましょう！

[日時] 5月18日 (土)
[開催場所] ディヴィス記念館
(京田辺キャンパス)
[参加費] 未定

ぜひ気軽に応募してね！
イベントの詳細や参加フォームは随時
インスタにアップするので要チェックです！

※すべてのイベントは新入留学生以外も参加可能です。
※学外イベントの場合、参加費以外に現地までの交通費が必要です。
※やむを得ずイベント内容が変更になる場合があります。

イベントの詳しい情報・申込はSIEDウェブページ、Instagramから！

DOSHISHA_SIED

お問い合わせ先：同志社大学留学生課SIED
【今出川】ji-sied@mail.doshisha.ac.jp
【京田辺】jt-sied@mail.doshisha.ac.jp

| 3. Lunch Talk(今出川校地のみ)

 **LUNCH TALK** ランチトーク



Lunch Talk will start from April 15th(Mon.).
Let's chat in various languages !
You can make new friends!
No application required!

Lunch Talkは4月15日(月)
から始まるよ！
色々な言語で話そう！
新しい友達を作ろう！
申込は不要です！

Mondays 每週月曜日

Japanese 日本語
*** 12:25～13:05**

At International Community Lounge
国際交流ラウンジにて

2nd floor of Fusokan,
Imadegawa campus
今出川キャンパス 扶桑館 2階

Wednesdays 每週水曜日

Chinese or Korean
中国語 / コリア語
*** 12:25～13:05 ***

Fridays 每週金曜日

English 英語. *
12:25～13:05*



同志社大学留学生課SIED(今出川)
SIED, Office of International Students,
Doshisha University(Imadegawa)
E-mail: ji-sied@mail.doshisha.ac.jp

14. サポートサービスのご案内(今出川校地のみ)

Support Service for New International Students

日本語が苦手な留学生への 新入外国人留学生サポートサービス

Welcome to Doshisha University! Current students at Doshisha will assist you to complete required procedures at Kyoto city ward office or open a JP Post bank account! If you need help for Japanese, please apply for this service from the URL or the QR code below.

同志社大学へようこそ! ★日本語がわからない・苦手な留学生を対象に、留学生活に必要な「区役所での住民登録、国民健康保険と国民年金の加入」と「銀行口座開設」を在学生がサポートします! ★日本語能力を理由として役所・銀行の手続きができない方は以下のURLまたはQRコードからお申し込みください。

A) Support service for Kyoto city ward office procedures
京都市の区役所での手続きのサポート
※This service is available only for Kyoto City ward offices.
※京都市の区役所に限ります。

The support service for students who need help to complete necessary procedures of resident registration, national health insurance, and pension at Kyoto city ward office
区役所での住民登録、国民健康保険、国民年金の手続きをサポートします。

■Date 日程 ■ March 27th(Wed.) 3月27日(水)

■Start Time 開始時間 ■ (1)9:30 (2)13:45

■Time 所要時間 ■ About 2 to 3 hours 約2~3時間

■Application Form ↓ 申込フォーム
<https://forms.office.com/r/5S5BXH5nvj>

Application Form ↓ 申し込みフォーム

B) Support service for opening a JP Post bank account
ゆうちょ銀行口座の開設サポート
※This service is available only for JP Post bank.
※ゆうちょ銀行に限ります。

The support service for students who are wondering how to open a JP Post bank account.
銀行口座を開設するために必要な書類の記入をサポートします。

■Date 日程 ■ March 28th (Thu.) 3月28日(木)

■Meeting Time 集合時間 ■
(1)9:30 (2)10:30 (3)11:30 (4)13:30 (5)14:30

■Application Form ↓ 申込フォーム
<https://forms.office.com/r/PhNQdCCpME>

■Note 注意 ■

★This service is intended for those who could not open an account by themselves. The number of participants is limited for this support service and it's required to make a reservation from the application form. First come, first served.

このサービスは、自分では口座を開設できなかった留学生が対象です。このサービスには入数制限があるので申し込みフォームから予約を取ってください。申し込みは先着順です。

Application Form ↓ 申し込みフォーム

Same conditions for A) and B) A)とB)の共通事項

■Meeting Place 集合場所 ■

Classroom F104教室 (1st floor of Fusokan, Imadegawa campus, 今出川キャンパス扶桑館1階)

■What to Bring 持ち物 ■

- Your address in Japan ● Residence card ● Passport ● Personal seal (required if they are commonly used in your country) ● Social Security Number (only for Americans) ● Transportation expenses
- Certificate of residence with your My Number (only for B)
- 自分の住所 ● 在留カード ● パスポート ● 印鑑(自国で印鑑を使う文化のある学生)
- 米国社会保障番号(米国籍保有者のみ) ● 交通費 ●マイナンバーの記載された住民票(Bのみ)

15. 外国人留学生ピアサポート制度のお知らせ



外国人留学生向け For International Students

「新生活を前に、期待と不安でいっぱい」というあなた。
留学生ピアサポート制度を利用してみませんか？
友達としてあなたをサポートしてくれる
同志社大学の学生を留学生課が紹介します！
If you are feeling excited but anxious about your new life in Japan, "International Peer Support Program" may just be what you need. Office of International Students will introduce you to a current student at Doshisha who will readily help you as your friend.

留学生ピアサポート制度 International Peer Support Program

サポート内容 Supports

- 学外サポート Off-Campus Support
Your supporter will accompany you to a bank, city hall etc. and help you with Japanese when needed.
銀行や市役所などへの同行、簡単な通訳
- 学内サポート On/Around Campus Support
Your supporter will show you around the campus and share useful information such as how to use the library, good places to get lunch, etc.
キャンパス内、周辺の案内、図書館などの学内施設について説明
- 会話パートナー＆ランチメイト Language Partner/Lunch Mate
Your supporter will be your language partner between classes or during lunch time.
空いている講師やランチタイムの会話パートナー

申込方法 Application:
ピアサポートを希望する留学生は、申込フォームに必要事項を入力し、お申込みください。(フォームには下記リンクまたはQRコードからアクセスしてください。)
Please fill out the application form and submit it.
The URL below is the application form or please scan the QR code.

申込フォーム Application Form:
<https://forms.office.com/r/mwwazzg5aa>

応募締切 Application deadline:
2024年4月26日(金) 17:00 April 26th (Fri.) 17:00, 2024

[Contact] 留学生課 Office of International Students (OIS)
今出川 Imadegawa (扶桑館2階 Fusokan bldg. 2F) ☎ 075-251-3257 ✉ ji-ois@mail.doshisha.ac.jp
京田辺 Kyotanabe (嗣業館1階 Sogyikan bldg. 1F) ☎ 0774-65-7453 ✉ jt-ois@mail.doshisha.ac.jp

